

基本目標  
**1**

## 市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

### 重点目標1-1 市民が主体の住民自治のまち

#### 個別目標 1-1-1 市民が地域自治に参加し、住民主体のまちづくりが行われている

##### 個別目標を達成するための基本的な考え方

地方分権の進展に伴い、地方都市における都市内分権への取り組みの必要性が高まるなか、身近な地域の問題は地域で解決する住民主体のまちづくりを実現することが求められています。

本市では、地域住民の意見を市政に反映させるための組織として、20の地域自治区\*と1つの合併特例区\*において地域協議会\*などが設置され、まちづくりにおける地域の枠組みは整っていますが、地域団体への加入者の減少、リーダーの固定化や高齢化といった課題を抱えています。

そのため、研修会や講習会の開催など、地域が実施する人材育成の取り組みを支援するとともに、今後も継続してまちづくりが進められるよう、地域自治区（合併特例区を含む）ごとのまちづくり計画策定によって、市民・地域団体・事業者との連携による活発な活動を促します。

また、これまでの公共サービスの概念（行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場）の垣根を取り払い、市民も公共サービスの提供者となる「新しい公共\*」の実践が期待されています。各地域団体が適切な責任と権限のもと、市民が主体となった住民自治\*のまちを目指し、地域の課題に対して効果的に取り組むことのできる仕組みづくりを促進します。

#### 目標 1-1-1 成果指標

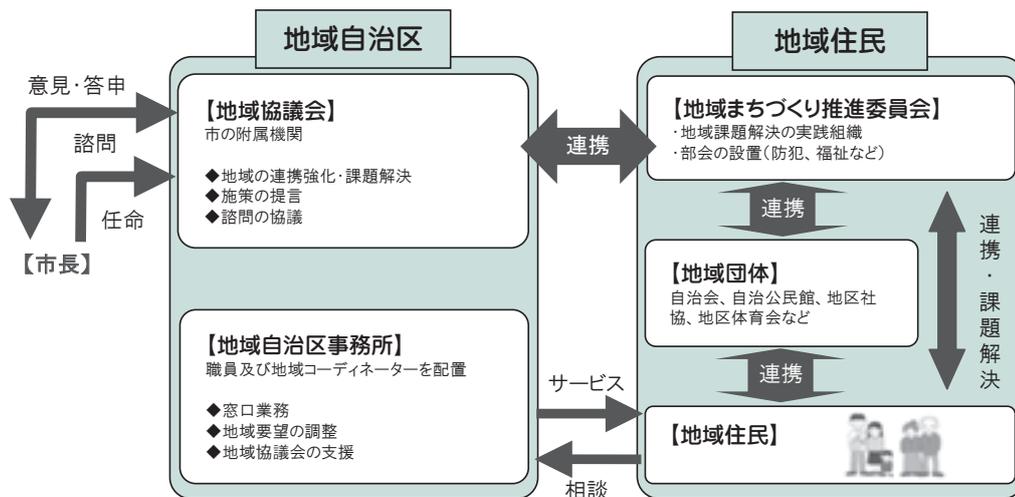
目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 課題解決に向けた地域自治区単位での事業数	380事業	400事業	400事業
成果指標2 「地域住民によるコミュニティ活動の支援」に満足している市民の割合(市民意識調査)	34.8%	39.0%	42.0%
成果指標3 地域まちづくり推進委員会の構成員数	2,057人	2,360人	2,530人

## 目標 1-1-1 実現するための主要施策

<b>施策1【重点テーマ2-1】</b> 地域自治区などを中心とした 住民主体のまちづくりの促進	◆地域協議会が中心となって策定する地域自治区（合併特例区を含む）ごとのまちづくり計画づくりを支援し、住民主体のまちづくりを促進します。
<b>施策2【重点テーマ2-1】</b> 自治会など地域の各種団体の 活性化	◆従来からの支援に加え、地域自治区ごとに策定するまちづくり計画のもと、地域の各種団体の役割分担や連携強化を図り、団体の活性化に取り組みます。
<b>施策3【重点テーマ2-1】</b> まちづくりリーダー*の育成	◆地域が実施する人材育成の取り組みを支援し、まちづくりが継続して進められるよう努めます。

## 目標 1-1-1 市民としてできること

身近な地域に関心を持ち、地域自治区（合併特例区を含む）や地域協議会について理解を深めます。また、地域の課題解決に向けて自ら考え行動していけるよう、地域活動に積極的に参加します。



▲地域自治区の仕組み（イメージ）

### 用語解説

- 地域自治区** 地域の住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供するために、地方自治法の規定に基づき設置することのできる区域。
- 合併特例区** 合併時の特例として、合併市町村の一体性の円滑な確立のために、合併協議により一定期間（5年以内）旧市町村の区域を単位として設置することのできる法人格を持つ特別地方公共団体。
- 地域協議会** 地域住民の声を行政に反映させるために、地域自治区に設置される住民に最も身近な行政の附属機関。
- 新しい公共** 従来の行政機関だけではなく、市民・NPO・企業などが教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、介護や福祉などの身近な分野において共助の精神で参加する公共的な活動。
- 住民自治** 地方自治体の行政運営に地域住民の参加の機会を認め、住民の意思と責任に基づいて処理すること。
- まちづくりリーダー** 各地域のさまざまな分野において、主体的にまちづくりに取り組み、これからの地域づくりを担う地域のリーダー。

**個別目標 1-1-2 市民との協働によるまちづくりが実践されている**

**個別目標を達成するための基本的な考え方**

地方分権の進展や社会構造の変化に伴い、市民の行政に対するニーズは複雑・多様化し、これまでのように、行政だけで市民ニーズに対応していくことは困難であると考えられます。

そのような中、特に東日本大震災以降、行政と市民、地域コミュニティ組織、NPO、事業者などとの連携である「新しい公共」の必要性が再認識されています。

本市は平成13年に宮崎市民活動推進条例\*を施行しました。現在、市内では多くの市民活動団体が活動しており、市民活動団体と行政との協働事業数も増加傾向にあります。

また、各種審議会や市民会議など様々な場面で、市民からの意見や提言を参考にまちづくりの検討を進めていますが、行財政改革の検証や行政評価など市政を進めるうえで、引き続き市民が参画する場や機会を創出する必要があります。

そのため、市民が市民活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、市民からの意見や提言が市政に適切に反映される仕組みを構築し、市民との協働によるまちづくりに取り組みます。

**目標 1-1-2 成果指標**

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	宮崎市民活動センター*登録団体数	899団体	960団体	990団体
成果指標2	協働で行われている事業の数	259事業	280事業	290事業



▲植栽ボランティア



▲災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座

目標

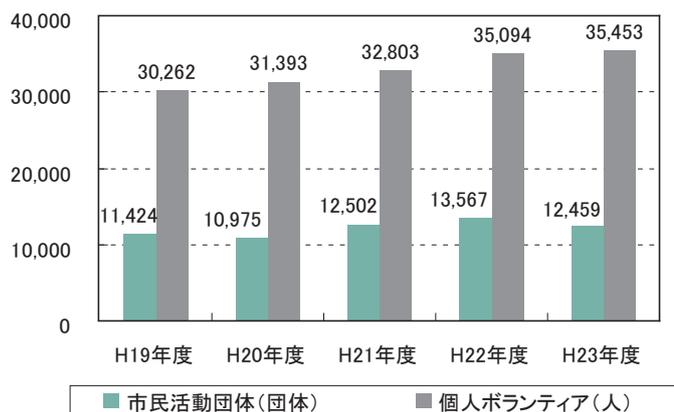
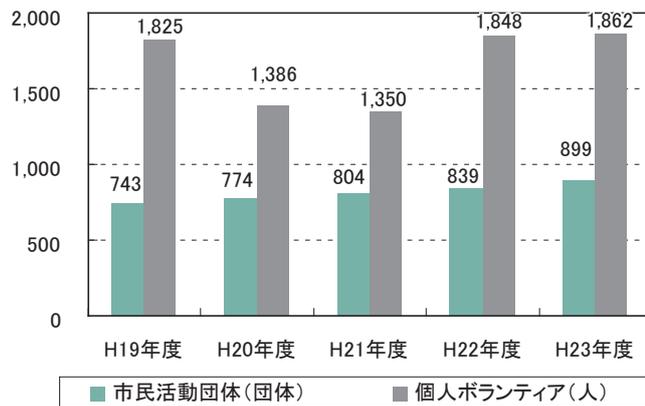
1-1-2 実現するための主要施策

<p><b>施策1</b> 市民主体の活動の支援</p>	<p>◆市民活動団体間の連携や、市民活動と地域の連携が図られるよう市民活動センターの機能を充実するとともに、市民が市民活動に参加しやすい環境整備に努めます。</p>
<p><b>施策2</b> 協働事業の推進</p>	<p>◆協働のまちづくりを念頭に、市民と行政に加え、事業者やNPO等の様々な団体との連携を推進していきます。</p>

目標

1-1-2 市民としてできること

協働のまちづくりにおける市民の役割を認識し、まちづくりに対して積極的な提案や参加を行います。



用語解説

- 宮崎市市民活動推進条例 市民活動の推進について、基本理念や市民・市民活動を行う団体・事業者（企業や団体等）・市の役割を明らかにするとともに、市民活動の推進に関する宮崎市市民活動推進委員会や宮崎市市民活動支援基金の設置などの基本事項を定めたもの。
- 宮崎市民活動センター 市民活動を通じた市民交流の場。ボランティアやNPO、地域活動団体など、幅広い市民活動の総合的な支援を行っている。

重点目標1-2 効率的で信頼される行政経営

個別目標 1-2-1 効率的で信頼される行政運営が行われている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市においては少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、税収の伸びが見込めない限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、より簡素で効率的な行財政運営に取り組むことが求められています。

そのため、事務事業及び組織・機構の積極的な見直しや民間事業者の活用等により、適正な定員管理と市民サービスの向上に努めるとともに、能力と意欲をもった職員を育成するため、「新宮崎市人材育成基本方針※」（平成19年度策定）に沿って、各種研修などの充実を図ります。

また、市民の市政に対する理解と信頼を高めるためには、責任ある行政主体として運営の透明性を確保することが重要です。

そのため、市民が市政について政策判断できるよう、政策・施策の成果を検証できる行政評価※制度の確立に取り組むとともに、情報公開制度の適切な運用に努めます。

さらに、今後は公共施設の更新や維持管理に関して多額の財政負担が想定されることから、「宮崎市公共施設経営基本方針※」（平成23年度策定）に基づき、適正な施設配置や長寿命化の推進などに市民目線で取り組むことにより、最適な公共施設サービスの提供を図ります。

目標 1-2-1 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 行財政改革による節減(効果)額	31億円 (H22~H23)	行財政改革大綱で定める	行財政改革大綱で定める
成果指標2 職員数(定員適正化計画)	2,599人 (H24.4)	定員適正化計画で定める	定員適正化計画で定める
成果指標3 公共施設の維持管理適正化計画策定の進捗率	0%	30%	100%

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
公文書公開請求(申出)件数	295	192	228	404	529
うち写しの交付件数	273	134	200	367	358

▲情報公開制度の実施状況

**目標**

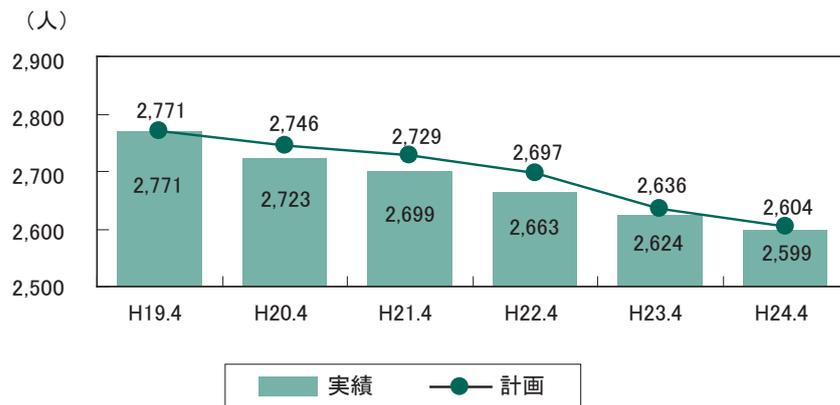
1-2-1 実現するための主要施策

<p><b>施策1</b> 適正な定員管理の推進</p>	<p>◆事務事業及び組織・機構の積極的な見直しにより、適正な定員管理に努めます。</p>
<p><b>施策2</b> 民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応</p>	<p>◆業務の外部委託化など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの充実につなげます。</p>
<p><b>施策3</b> 能力と意欲をもった人材（職員）の育成</p>	<p>◆「新宮崎市人材育成基本方針」に掲げる職員像を目標に、基本・特別研修や派遣研修の充実、自己啓発の支援、職場研修の推進に努めます。</p>
<p><b>施策4</b> 行政評価の推進</p>	<p>◆事業評価を実施し、事務事業の改善を図るとともに、市長の政策判断の材料として有効に活用します。 ◆引き続き、本市にふさわしい行政評価制度の検討を進めます。</p>
<p><b>施策5</b> 情報公開の適切な運用</p>	<p>◆宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適切な運用に努めます。</p>
<p><b>施策6</b> 公共施設の「総量の最適化*」と「質の向上」</p>	<p>◆最適な量の保有、適正な配置による「総量の最適化」に取り組みます。また、継続して保有する施設の長寿命化、維持管理費の削減などの維持管理適正化計画を策定し、「質の向上」に取り組みます。</p>

**目標**

1-2-1 市民としてできること

市政に関心を持つとともに、公共サービスの新しい担い手となるよう努めます。



▲職員数の推移

**用語解説**

- 新宮崎市人材育成基本方針** 宮崎市を担う人材を育成するための基本方針。
- 行政評価** 政策、施策、事務事業のレベルで行う評価制度。
- 宮崎市公共施設経営基本方針** 宮崎市が保有する公共施設が抱えるさまざまな問題を解決し、将来にわたって、最適な公共施設サービスを提供するため、今後の公共施設経営のあり方を定めた基本的な方針。
- 総量の最適化** 公共施設の老朽化に伴う修繕改修費用の総額を抑制するため、将来の財政状況を注視しながら、「最適な量」の公共施設を保有すること。

個別目標 1-2-2 財政が健全である

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市では、真に必要な市民サービスを将来にわたって維持するため、理想とする財政のすがたを「自立した、持続可能な財政」として掲げ、市税をはじめとする自主財源を確保しながら、経営的視点をもって不断の歳出削減に取り組んでいるところです。

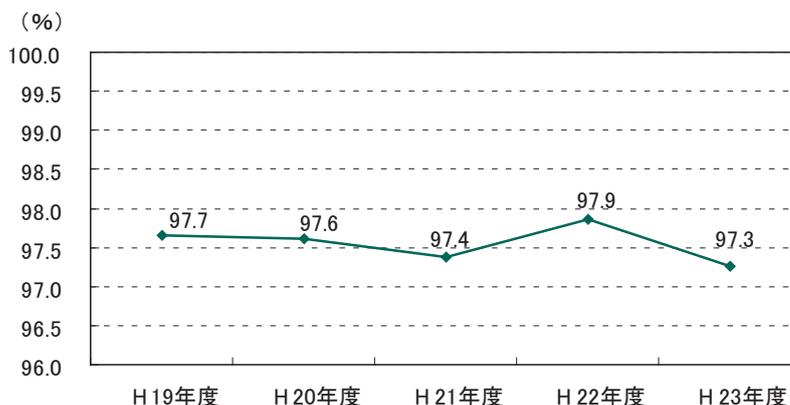
特に、少子高齢化の進展に伴い、福祉・医療・子育てなどの社会保障費の増大が今後も想定されることから、事業の実施に際しては選択と集中により、事業の必要性、有効性、効率性などを十分に考慮した予算配分を行うとともに、経費の節減や効率的な事業の執行を進め、徹底して歳出を抑制することが重要となっています。

今後とも、都市間競争に打ち勝つ実力のある中核市として大きく飛躍していくために、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

目標 1-2-2 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 市債残高(注)*	2,085億円 (普通会計ベース・H23末)	中期財政計画で定める	中期財政計画で定める
成果指標2 財政5基金残高*	258億円 (H23末)	中期財政計画で定める	中期財政計画で定める
成果指標3 市税収納率(現年度分)	97.3%	98.1%	98.2%

(注) 市債残高には宮崎公立大学の債務承継分(約15億円・H23末)を含みません。



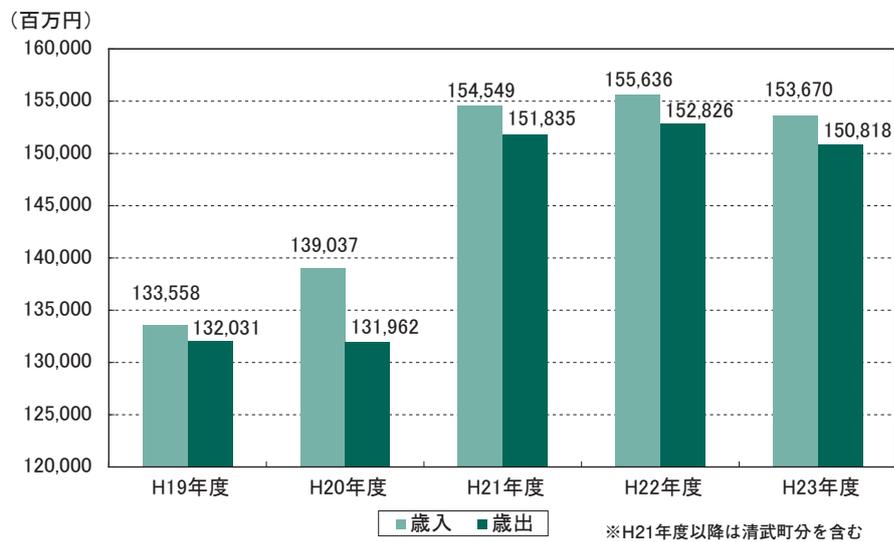
▲市税収納率(現年度分の推移)

## 目標 1-2-2 実現するための主要施策

<b>施策1</b> 持続可能な財政構造の確立	◆中期財政計画を策定するとともに、決算分析や類似団体との財政状況の比較により、本市の財政状況の客観的な把握を行い、持続可能な財政構造の確立に努めます。
<b>施策2</b> 実効ある歳入確保	◆より有利な起債を活用するとともに、起債の資金調達コストの縮減や住民参加型市場公募債(みやざきアイビー債 <sup>※</sup> )の発行など資金調達の多様化を図ります。 ◆市税等の収納率の向上を目指すとともに、応益性の観点から使用料・手数料の適正化を行い、自主財源の確保に努めます。 ◆口座振替やコンビニエンスストア納付の利用拡大を図り、納期内納付を推進するとともに、財産差押えなどによる滞納処分の強化を図ります。
<b>施策3</b> 不断の歳出削減	◆定員適正化計画に基づく人件費の削減、事務事業の見直しによる物件費の削減等を実施します。

## 目標 1-2-2 市民としてできること

市税等は納期限内に納めるとともに、市の財政状況に関心を持ちます。



▲普通会計歳入歳出決算額の推移

### 用語解説

- 市債残高 公共施設等の整備の財源として発行した市債の残高。
- 財政5基金残高 財政課が所管する財政調整基金、財源対策債等償還基金、公共施設整備等基金、地域振興基金、土地開発基金の残高。
- みやざきアイビー債 安定的な資金調達の推進と市民の皆さんのまちづくりへの参加意識を醸成するため、平成15年度に宮崎市が県内の自治体で初めて発行した住民参加型市場公募債。毎年度、公共施設等の整備の財源を市民等から募るために発行している。

**個別目標 1-2-3 市民の視点に立った行政サービスのできる市役所になっている**

**個別目標を達成するための基本的な考え方**

本市を含め基礎自治体は、地方分権の担い手として、また、地域経営の主体者として、効率的な行政運営を行うことが重要です。また、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民の視点に立った市民サービスの向上が求められています。

そのため、広報紙やホームページをはじめ、新聞やラジオなどのさまざまなメディアを活用して、市民に積極的に行政情報を提供するとともに、広聴機能を充実させ、あらゆる機会を捉えて、市民から幅広く意見を聴くなど市民ニーズの把握に努め、今後の市政運営に活用します。

また、市民サービスの拠点として、庁舎は安全で誰もが利用しやすい施設であることが求められます。そのため、ワンストップサービス\*の提供や案内標示等の充実など、機能強化を図ります。

さらに、市民の視点に立ち、迅速かつ丁寧な市民サービスを行うための職員研修を実施するなど、職員の資質向上を図ることにより、一層満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

**目標 1-2-3 成果指標**

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合 (市政モニターアンケート)	85.4% (H22年度)	88.7%	90.0%
成果指標2	窓口対応など市民サービスに対する満足度 (市民意識調査)	50.9%	60%	60%

**目標**

**1-2-3 実現するための主要施策**

<p><b>施策1</b> 広報活動の充実</p>	<p>◆市民に必要な情報を、簡潔で分かりやすく、効果的に提供するため、これまでの広報紙、新聞・ラジオ・ケーブルテレビなどの各種媒体に加え、ICT*（情報通信技術）の活用を検討し、広報の充実を図ります。</p>
<p><b>施策2</b> 広聴機能の充実</p>	<p>◆コールセンター*で問い合わせや意見を聴くことに加え、市民や事業者、市民活動団体との意見交換会、また市民アンケートを実施するなど、市民が主体的に市政に参加できる環境を整えます。</p>
<p><b>施策3</b> 庁舎機能の充実</p>	<p>◆市民サービスの向上や防災拠点としての機能強化など、庁舎としての機能を充実させるための取り組みを進めます。</p>
<p><b>施策4</b> 職員の資質向上</p>	<p>◆接遇をはじめとした研修の充実を図ります。</p>

**目標**

**1-2-3 市民としてできること**

市民が必要とする情報が適切に発信されているか、また、行政サービスが適正に行われているか関心を持ちます。



▲市長と地域の方が話し合う場「ふれあいトーク」



▲タウンページと合冊で発行された暮らしの便利帳

**用語解説**

- **ワンストップサービス** 一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える行政サービスのこと。
- **ICT (Information and Communication Technology)** 「情報通信技術」の略であり、コンピューター関連の技術をIT (Information Technology)、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTという。
- **コールセンター** 様々な制度や手続きの問い合わせ、イベント情報、施設案内など、市民からの各種照会に対応するため設置する電話対応業務を専門に行う部門。

個別目標 1-2-4 市域が均衡して発展している

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市は、平成18年1月に佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年3月には清武町と合併しました。

市域の均衡ある発展を図るため、合併時に策定した「新市建設計画」と「新市基本計画」\*の実施にあたっては、国庫補助事業や合併特例債\*等の活用に努めるなど、効果的かつ効率的な事業の推進を図るとともに、計画の円滑な実施に向け適切な進捗管理を行います。

また、4町域においては、地域の歴史や文化といった地域資源を活用したまちづくりが進められていることから、地域の主体的な創意工夫ある取り組みを引き続き支援し、魅力あるまちづくりを推進します。

目標 1-2-4 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 公共下水道整備率(注1)	3町域 78.0%	99.7%	100.0%
	清武町域 37.3%	78.4%	95.7%
	旧宮崎市域 97.7%	98.9%	100.0%
成果指標2 公共施設のバリアフリー整備率(注2)	3町域 71.8%	100.0%	100.0%
	清武町域 22.6%	61.3%	74.2%
	旧宮崎市域 99.0%	100.0%	100.0%

(注1) 公共下水道整備率は整備区域内の整備率。

(注2) 公共施設のバリアフリー整備率は、学校、市営住宅、公園トイレを除く。



▲佐土原浄化センター

**目標**

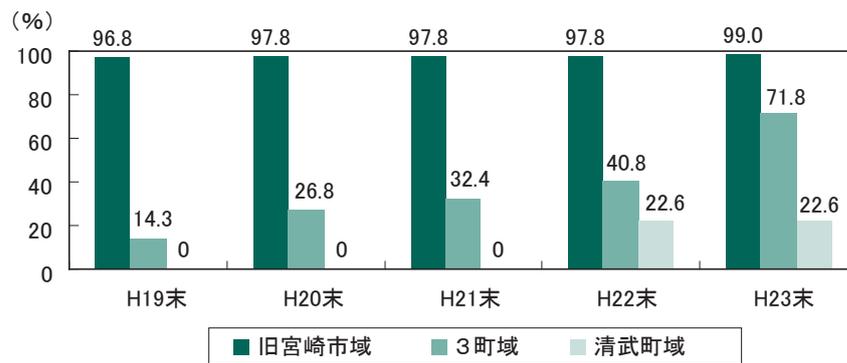
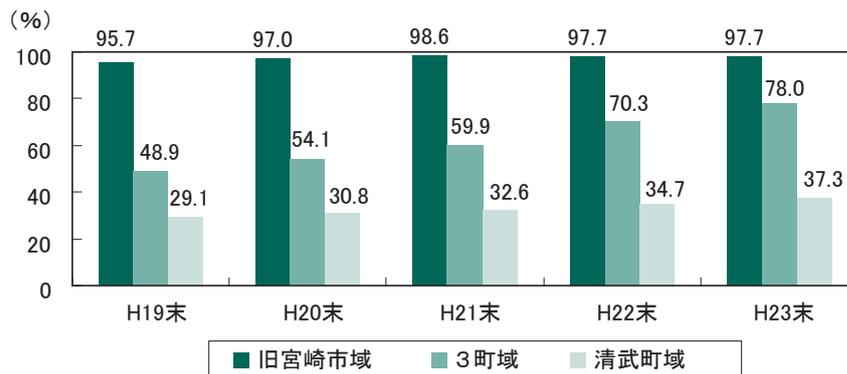
**1-2-4 実現するための主要施策**

<p><b>施策1</b> 新市建設計画及び新市基本計画の着実な推進</p>	<p>◆市域の均衡ある発展のため、最小の経費で最大の効果が上げられるように、新市建設計画及び新市基本計画の各実施計画の進捗管理を的確に行い、着実な計画の推進を図ります。</p>
<p><b>施策2【重点テーマ2-1】</b> 地域の特色を生かした施策の推進</p>	<p>◆旧町域の歴史や文化といった地域資源を生かした特色あるまちづくりを進めるための支援に努めます。</p>

**目標**

**1-2-4 市民としてできること**

身近な地域に関心を持ち、地域の特色を生かしたまちづくりに取り組みます。



**用語解説**

- 新市建設計画、新市基本計画** 合併に際して合併協議会が作成するもので、合併後の新市のまちづくりを進めていくためのマスタープラン。
- 合併特別債** 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて、新市の一体性の確立や均衡ある発展のために行う事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り財源とすることのできる通常より有利な地方債。